

令和4年度第1回東京都後期高齢者医療懇談会議事概要

令和4年8月1日（月）14:00～15:00

東京区政会館 191 会議室

- 【出席者】：鳥羽会長・西村副会長・安達委員・飯塚委員・植竹委員
黒瀬委員・佐川委員・下河原委員・末田委員
関藤委員・外山委員・根本委員・横山委員
- 【欠席者】：今泉委員・雄川委員・山下委員
- 【広域連合】：大井副広域連合長・新井総務部長・佐藤保険部長
西谷総務課長・大関企画調整課長・白鳥管理課長
中澤保険課長・大田債権管理課長・原田会計管理者
- 【一般傍聴者】：なし

【議事内容】

1. 開会・懇談会の成立報告

委員の過半数以上の出席があり、懇談会が成立する旨を事務局から報告した。

2. 委嘱状の交付

委員に席上配布により委嘱状の交付を行った。

3. 副広域連合長挨拶

副広域連合長が挨拶を述べた。

4. 委員自己紹介・広域連合職員自己紹介

委員及び広域連合職員が自己紹介を行った。

5. 会長・副会長の選出

委員の互選により会長が選出され、その後、会長が副会長を指名した。

6. 会長・副会長挨拶

会長・副会長が挨拶を述べた。

7. 議事

事務局が、会議の取扱い及び配布資料の説明を行った。

8. 事務局からの説明と質疑

議事(1)「窓口2割負担の導入について」

事務局による説明<資料1>

まず、この窓口2割負担の導入に至った経緯です。令和4年度以降にいわゆる団塊の世代が75歳以上になりはじめることに伴い、医療費の増大が想定されています。医療費のうち、窓口負担を除いたもののうち4割は現役世代の負担です。今後も現役世代の負担が増大すると想定されることから、国において本制度の持続性を確保し、安定した運営を図っていくために窓口2割負担が導入されるものです。

国における全世代社会保障を検討する会議におきまして、このような背景を基に様々な検討を行った結果、今般必要な法令改正が完成したため、実施するものです。

1 概要

現在、医療機関等の窓口での支払いは医療費等の1割または3割となっておりますが、1割負担の方で一定以上の所得のある方の窓口負担割合を2割とするものです。

なお、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入するとされております。

2 施行日

令和4年10月1日からとなりました。これに伴い、配慮措置の対象となる期間は、同日から令和7年9月30日までとなりました。

3 対象者の判定時期の見込み

東京広域は令和4年8月下旬頃を予定しております。このため、令和4年7月の被保険者証の一斉更新後となります。

4 今後の取組

(1) 被保険者証の送付について

現在の被保険者証は有効期限が令和4年7月31日までとなっておりますが、先ほど、項番3でご説明したとおり、窓口2割負担の対象者の判定時期が令和4年8月下旬になるため、令和4年度については、被保険

者全員に対し、2年に1度の一斉更新である「7月」と施行日前の「9月」の2回、被保険者証の発行・送付を行います。また、新たに送付される被保険者証については、医療機関等の窓口や被保険者等において、区別がつきやすいよう被保険者証の色を変更します。

(2) 配慮措置のための口座事前登録

配慮措置を迅速かつ確実に実施するため、2割負担対象者のうち高額療養費の申請を行ったことがない方に対し、施行日前に事前申請書を送付いたします。

(3) 周知広報

まず、広報紙「東京いきいき通信」の7月号やホームページへの掲載に加えて、9月にも広報紙の臨時号を発行し、被保険者の方々へ周知を行う予定です。

また、被保険者証が2度発行・送付されることについて、ポスター等を作成し、医療機関や市区町村等に配布し、ポスター掲示を依頼しております。なお、ポスター等の詳細は別紙として添付しておりますが、別紙1がポスターでA3とA4サイズのものを作成しており、別紙2が医療機関向けのチラシでA4サイズのものになります。

次に、国が窓口負担割合の見直しに関するポスター等の作成を予定しておりますので、医療機関等に配布し、ポスター掲示を依頼する予定です。なお、市区町村におかれましては、国から直接送付される予定となっております。

最後に、(1)でご説明した被保険者証の送付時や、(2)で説明した高額療養費の事前申請書送付時においても、国が示すひな型を基に作成したリーフレットを同封し、周知を行う予定です。

各リーフレットの内容についてですが、7月の被保険者証送付時には「被保険者証の有効期間が短くなることに関するお知らせ」、9月の被保険者証の送付時には「窓口負担割合の見直しに関する詳細な内容」、高額療養費の事前申請書送付時には「窓口負担割合の見直しの趣旨と詐欺対策に関する内容」となる予定です。

質疑

- (会 長) 広報の話が出ましたが、いかがでしょうか。
- (委 員) 高齢者に対するホームページのお話がありましたが、広報の担当の方としてはホームページでは高齢者の何パーセントぐらいが見られると理解をされているのでしょうか。
- (事務局) 高齢者のホームページの利用率は、一般的にはそれ以下の方に比べると低い状態という理解です。今回の2割負担の制度は、後期高齢者だけでなく、ご家族やその関係者にも広く周知し、理解をいただかなければ円滑に進むことができません。都民・国民・関係者に広く周知を図る意味でも私たちが持っているホームページの活用が必須であると考えています。
- (委 員) その場合に、スマホでのホームページの閲覧というのは簡単にできるのでしょうか。
- (事務局) スマートフォンでの閲覧も可能です。また市区町村の運営管理するホームページも、全部確認はしておりませんがスマートフォンでの閲覧が可能という認識です。今後とも広報紙、ホームページ、SNSなども活用しながら周知広報を図りたいと考えています。
- (委 員) 広報の件、大変大切だと思います。我々も、還暦を越えておりますが、見るものが違いますし、理解度も違うと思うので、丁寧な案内は大切だと思います。その中でホームページとかSNSも重要であると思いますが、かかりつけ医からの丁寧な説明が一番大事だと思います。そのためにかかりつけ医が説明しやすい資料を作成していただくのが必要なのではないかと思います。あるいはホームページからダウンロードできるようにしていただいて適宜ダウンロードして使うことも大切だと思います。
- 特にこのいきいき通信第32号ページを見させていただいたのですが、配慮措置は大切なことだと思うのですが、「支給は支給対象月から最短で4ヶ月後になる。」と書いてあります。後期高齢者の方にとって4ヶ月が長いかわかりませんが、不安に思う方もいらっしゃると思います。これはレセプトの都合

であるとか色々あって最短でも4ヶ月というのは理解できると思うのですが、こういった小さい字で書くのではなくて、もう少しわかりやすくポイントを理解しやすいようにしていただきたいです。口頭でお話ししても忘れてしまう方も多いと思いますので、是非お家に帰って家族の方にも見てもらえるようなパンフレットを作っていただければ幸いです。

(事務局) 私共も、様々な媒体で分かりやすい周知広報に努めたいと考えています。特にかかりつけ医療機関の窓口であったりお医者様であったり普段関わりのある方からの情報は、高齢者も信頼しながら理解を深めていただけると感じています。今後も十分に踏まえながら、関係機関のご協力を得ながらわかりやすい広報に努めたいと考えています。

特に配慮措置の部分については医療機関の方に大きな不安と負担をお掛けするものと認識しています。医師会の方からも様々な意見を頂戴しながら、わかりやすい広報に努め、さらに適正な運営を心掛けて参りたいと思います。

(委員) いきいき通信が7月23日に発行されて多くの方がご覧になっていると思います、2割負担について、コールセンターについて書いてあってわかりやすくされていると思うのですが、この件についてのご質問とか高齢者の方あるいはご家族の方からの質問は今の時点であるのでしょうか。

(事務局) 7月に入り始めてから2割負担については徐々に質問が増えてきているところです。「自分がその対象になるのか。」というところが一番関心が高いです。

(事務局) お問い合わせセンター以外に私共の職員へ直接のお問い合わせが増えていきます。内容は所得基準の話が多い状況です。適切な回答に努めているところです。

(委員) コールセンターを作っているということなのですが、いつぐらいまで設置していただけるのか教えていただければと思います。

(事務局) 今年度については2割負担のお問い合わせをいただいておりますが、コールセンター自体は今後も継続していきますので、対応してまいります。

(事務局) 東京広域において設置している他に、国の方でも2割負担の関係でコールセンターを設置しています。こちらは現時点の情報では12月末までの開設ですが、その後の開設継続も視野に入れつつあるかと考えています。国と都、都内の市区町村と勉強しながら周知広報に努めます。

(会 長) 今回の2割負担について、「背景などについてはコールセンターにお尋ねください。」と書いてあるところですが、かかりつけの先生の所で同じ質問をされるような利用者もいらっしゃると思います。「若い人も高齢の方も若干負担をしていただいて健康保険を守っていくためにやむを得ないのだ。」ということの説明についても是非、出席の方の間で共有したいと思うのですが、どうなのでしょう。

(委 員) 国が作った建てつけとその理由を説明するのは、かかりつけ医にとってかなり負担になります。口頭で説明してもなかなか理解していただけない、忘れてしまう。あるいは、かかりつけ医側も人によって言うことが違ったりすると、複数のかかりつけ医を持っている患者さんからすると少し不安に思ったりということもあると思います。きちんとした説明ができる資料をいただくと非常にありがたいです。

(会 長) 今までに改正があった時、説明の資料であるとかは、どうされていたのでしょうか。

(事務局) かかりつけ医の皆様のご協力などを得なければならないことから、様々な機関と連携しながらポスターやリーフレットなどを通じて周知広報に努めた経緯があります。ただし、今回の2割負担は大きな改正ですので、委員のお話にもあった通り、ポスターやリーフレットだけではなく、その他の資料につきましても、しっかりと作り込んで行かなければならないと考えています。

かかりつけ医の先生や市区町村の皆様またそれ以外にも様々な

方との関わりの中で適切な周知に努めていかなければならないというふうに考えていますので、委員の皆様にもご協力いただき、これまでの経験を生かしながら適切な周知に努めていきたいと思っております。

(委員) 今回の改正の特にややこしい部分は、8月から9月の短い期間の保険証と10月以降の保険証と、保険証の送付が2回あることです。患者さんが改正内容を理解することに時間がかかっている間に、また保険証が変わるということで、様々なことが煩雑になりそうな印象を受けるので、その周知は関わるもの全体でやっていくしかないのかなと思っております。コールセンターも大変かと思うのですが、医療機関そして医療提供施設へもご質問等あるかと思っておりますので、できる限りよろしくお願いいたします。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。私共といたしましては、今日ご説明させていただいた内容については、皆様の地域の関係団体に戻られた後にしっかりお知り合いの方また関係者の方にお伝え頂ければと考えています。今、委員がおっしゃられた通り、全体で周知広報を図っていかなければ、この制度の適切な運用は難しいと考えております。全体で取り組んでいく課題だと認識していますので、どうかよろしくお願いいたします。

(委員) この制度の周知で、看護職も支払い窓口立つ診療所や訪問看護ステーションなどでは対応があると思います。協会として看護職にこの制度を周知する場合にどういう媒体を使って私共の会員に周知していくかという方法についてご提供いただけると大変ありがたいと思います。私共もホームページを持っておりますし、それから支部の看護部長にメールで周知をすることができますので、方法をご提示いただけると大変ありがたいです。

(事務局) 周知広報につきましては診療所も含めた各医療機関に、私共から国が作成したポスターをお送りする予定です。その他にもお問い合わせをいただければ内容についてご相談させていただきたいと思っております。

(委員) 保険証が変わる部分は東京都の分についてお話しいただいたと思いますが、現場レベルでいうと他の県から来る患者さんはこの色ではないです。色の周知をしていただく事は大事なのですけれども、他の県の知識を持っておかないといけないと思います。コールセンターに連絡が入る時に何色か訳がわからなくなるということがあり得るのかと思うので、そういった情報も収集していただきたいです。

(事務局) 今回の2割負担に関わる被保険者証の2回送付は、保険者ごとに内容を判断しています。

東京広域については色をこのような形で提示していますが、他の広域と色などが異なるところは十分認識しています。これまでも情報交換を綿密にしながら対応しています。ご指摘のような危惧はありますので、他の広域と連携しながら適切な周知に努めます。

(委員) まだ医療機関ではマイナンバーが保険証として使えるところは少ないですが、保険証として使えるような期待をされている方もいると思います。

医療機関に行った時に今の色別の紙の保険証とマイナンバーカードの両方提示しなければいけないのでしょうか。

(事務局) マイナンバーカードの保険証利用につきましては現在国全体で進めているところです。医療機関も、半導体不足の事情もあるようで機器の導入は少ないという報道をされているところです。東京広域としても医師会とも力を合わせながら、進めたいと考えています。医療機関でマイナンバーカードの利用ができるということであれば紙媒体での保険証ではなくて、マイナンバーカードを提示していただければそのまま保険証としての活用ができます。しばらく混乱があるかと思いますが、その辺りはしっかり私共の方でもお知らせをして周知し適切に運営していきたいです。

(委員) おっしゃるとおりで、今、医療機関も申し込み件数で言えばもう半分以上の医療機関が手を挙げているところですが、機械が届かないとか、届いてもベンダーさんがそれを電子カルテとうまくつないでくれないところもあって結局設置運用まで行っているところは3割を切っている状況だと思います。都内はもう少し進んでいるかと思うのですけれども。

我々としてはこのオンライン資格確認システムを使って、それがパーソナルヘルスレコード(PHR)機能が充実していくと、例えば重複投薬問題も解消されますし、あるいは健康診断の結果を反映することで適切な医療につなげることができるということで大変期待しております。ぜひ進めていただきたいと思っております。

後期高齢者の皆様方は多分マイナンバーカードにいろんな情報が入るのは不安に思われることもあるかと思いますが、そこも是非丁寧に説明いただいて保険証利用を勧めていただいて、我々もきちんと努力をして日本医師会としても東京都医師会としてもオンライン確認システムを普及させていけるようにして参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員) 2割負担の負担軽減の配慮措置なのですが、一番後期高齢者の方が金融機関口座を登録することが不安に思われる方がいると思います。歯科医院は入れ歯を入れたり被せ物を入れたりすることで比較的すぐに3,000円以上という負担額の上限を超えてしまうので、実際の窓口で聞かれることが多いと思います。

金融機関の口座を登録する方法などをもっと医療機関に教えていただきたいです。また、お金を返す方法というのは、金融機関を経て支給するだけなのではないでしょうか。

(事務局) 配慮措置の関係で、事前に高額療養費をお返しする口座をお持ちでない方へ事前に口座登録をお願いするという取組についてですが、現在東京広域全体として該当される方のリストアップとともに、文書をお送りする準備を進めているところです。

お知らせを受けて口座を記載して回答することは不安に感じられる方も多いという認識はあります。わかりやすく文書を作成し、ご理解をいただきながら円滑に進めていきたいです。歯科医師会さんの方にも事前にご理解ご協力をいただきたいと思います。様々な機会を通じて情報提供させていただきながら、進めたいと考えています。

不正防止に係る部分については市区町村の担当窓口や関係機関等としっかり情報連携をしながら対応を進めたいと考えております。そういった部分で不安を払拭できるような形で取組をして参りたいので、委員の方々の関係機関の方々にもご理解ご協力を得たいと思っております。

(会 長) 他の方法をとらない、保険サービス者のところで3,000円しかとらないような制度にはなっていないということですか。

(事務局) 基本的に同一の医療機関であれば3,000円以上はお金をいただかないという仕組みです。複数の医療機関を受診をして合計の自己負担額が3,000円以上増加するという場合が想定されますが、その場合は計算をして、指定の口座に超過分をお支払いするというスキームです。

(委 員) 同一の医療機関の場合は、3,000円以上を超えた場合はそこは窓口ではもらわないという想定ということでしょうか。

(事務局) 負担増の部分で言う3,000円を超える部分について負担はないということですので、同一の窓口・同一の医療機関については受診する限り、1割負担から2割負担に変わった後の負担増が3,000円以内に収まるといった考え方です。具体的な手続き等につきましては、別途また入手次第ご案内させていただきたいと思います。

(会 長) ほとんどの高齢者の方が2箇所くらいかかっておられまして、どちらがどうなるかということについてはまた教えていただきたいと思います。

(委 員) 2割負担ということから、広報周知、そして実際の活用、説明の仕方など、具体的な議論ができ、後期高齢者の皆さんのみでなく直接ご対応いただく医療機関ですとか各所の方々によりスムーズに声が届くような議論ができたかなと思います、ありがとうございました。

議事 (2) 「令和4年度東京都後期高齢者医療懇談会について」

事務局による説明<資料4>

今年度は、計3回の開催予定しております。

第1回 令和4年8月1日(月) (本日)

第2回 令和4年12月12日(月)

第3回 令和5年2月 (予定)

質疑

(会 長) 本年度の重要な議題の後には、後期高齢者医療の適切な使い方という中で、私にも与えられた使命がございますので、高齢者の健康増進、特にフレイルや認知症予防などについて、後期高齢者医療広域連合としても様々なご参加の方の意見を受けてどのようなことができるかを、議題に乗せていきたいと思います。
その時までには色々なお考えをしていただければと思います。

議事終了

9. 閉 会

事務局が、次回の懇談会は、12月12日(月)午後2時開始を予定しており、内容が確定次第、開催通知を送付する旨を説明した。